

第55号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和7年11月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL：047-445-1246

分電盤の点検商法に注意！



相談事例

不安を煽られて分電盤の契約をしたが、高額なので止めたい。

突然電話があり、無料の分電盤の点検を勧められたので了解した。来訪し点検したところ「古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる。」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため不安になり、信用して15万円の交換工事契約を結んだ。後からよく考えると高額でないかと思う。工事を中止してほしい。

- 他にも ●電力会社の委託を受けたという業者の点検を受け、交換工事を契約したが、委託というのはうそだった。
●分電盤は15年で交換することが法律で決められていると言われ契約してしまった。

などの分電盤の点検に関する相談が多発しています。

アドバイス

- ① 電話等で点検を持ち掛ける業者には
安易に点検させないようにしましょう



電話等で点検を持ち掛けてきた業者に点検させることで、過度に不安を煽られたり、契約をせかされたりと、望まない契約を結んでしまう可能性があります。安易に点検に応じず、周囲の人に相談したり、業者を調べたりして、慎重に対応しましょう。

なお、法定点検の場合には調査員証の携帯が義務付けられているので、必ず調査員証の提示を求めましょう。

点検に来てしまっても、玄関から家の中には入れず、インターホン越しに断りましょう。居座られて帰らない場合には、警察に連絡してください。

② 点検を行っても、その場では契約せず 十分に比較・検討しましょう



点検の結果、分電盤やブレーカーの交換が必要と言われても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。状況を確認したい場合には、管轄の電力会社や地域の電気工事工業組合などに相談しましょう。交換を検討する場合は、複数の業者に見積もりを取り、機能や価格を十分に確認したうえで契約しましょう。



③ クーリング・オフできる場合もあります



訪問業者と契約してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできる場合があります。速やかにクーリング・オフを書面、またはメールなどで通知しましょう。また、クーリング・オフの期限を過ぎても解約できる場合もあるので、消費生活センターに相談してください。

④ 4年に1回の無料法定点検について 日ごろから確認しておきましょう



4年に1回の法定点検は無料であり、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。点検を受ける場合には、事前に法定点検に関する周知の有無を確認し、相手の所属や点検の目的・根拠を示してもらいましょう。法定点検では、点検後に調査員が工事契約を持ち掛けることはありません。

不在の場合や断った場合には、屋外のみでの点検となり、漏電の有無等の安全確認は行われます。

分電盤は、15年で交換するなどの交換期間の義務はありません。長期間使用しており経年劣化が心配な場合には、管轄の電力会社や地域の電気工事工業組合などに相談しましょう。



契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽に相談ください。

鎌ヶ谷市消費生活センター（市役所2階）
電話：047-445-1246（予約優先）
時間：平日10時～12時、13時～16時

理解度チェック
にも挑戦してみ
てください！

全国共通の電話番号
消費者ホットライン188



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン